

家庭用生ごみ堆肥化装置補助金

手続きの流れ

- ①あらかじめ、購入する生ごみ処理機（コンポスト、キエーロ等）の機種・購入店を決め、そのお店で見積書を作成してもらってください。
- ②購入前に、様式第1号、様式第2号と見積書等、申請書類一式を市役所ごみ処理場建設推進課または支所へ提出してください。
- ③申請書類一式を受理後、2週間程度で補助金交付の可否を通知いたします。この補助決定の通知（補助指令書）を受けてから購入してください。
- ④購入後、様式第3号（完成届）に領収書、生ごみ処理機の設置状況写真（用紙の種類は問いません）を添付して、補助金の請求書とともに、市役所ごみ処理場建設推進課または支所へ提出してください。
※様式第3号（完成届）と請求書の様式は、補助指令書と一緒に郵送しますので、それを使用してください。
- ⑤完成届の書類一式を受理後、約1か月程度で申請時に指定された金融機関の口座に補助金を振り込みます。

【問合・提出先】 高山市役所ごみ処理場建設推進課
電話 0577-35-3138
または最寄りの支所

〔裏面もよくご確認ください⇒〕

申請に係る注意点

①購入先は、高山市内に本店のある、高山市内のお店に限られます。(以下に例示)

可 高山米穀、ジャンボあらき、JA ひだ、農業創庫、
平和プロパン瓦斯(株)、まちの電器屋さん など

不可 通信販売、ホームセンターバロー、コメリ、
エディオン、ケーズデンキ、ヤマダデンキ など

②申請書に添付する見積書は、購入予定のお店で作成してもらってください。

③見積書には、購入予定の機種、型番など製品が特定できる内容を記載してもらい、できるだけカタログ等も添付してくださいますようお願いいたします。

④申請書(様式第1号)「4 補助金の振込先」欄は、必ず通帳と照らし合わせて正確に記載してください。口座名義は、漢字名義の上に、必ずカナ名義を通帳に表記されているとおりに入力してください。

⑥領収書の日付は、必ず補助指令書の日付以後となります。

⑦領収書の宛名は、申請者名に合わせてください。

⑧領収書の金額は、見積書のコピーと同額か確認してください。

※領収書の記載金額が5万円を超える場合は、収入印紙が貼付(割印のあるもの)されていることが必要です。ただし、消費税額を差し引いた本体価格(税抜価格)が5万円に満たないもので、合計金額(税込価格)とは別に消費税額が明記してある場合や、税務署の承認を受けている販売店の場合は、収入印紙は不要です。詳しくは、販売店にお尋ねください。

◇市税に滞納のある世帯(同居のご家族全員)は申請いただけません。

◇以前にこの補助金をうけたことのある世帯も申請できます(2回目以降も申請できます)。

◇補助の対象となった装置は設置後5年間、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供してはいけません。